

いなべ市労務費ダンピング調査実施要領

（趣旨）

第1条 本要領は、建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）の一部改正に基づき、いなべ市が発注する建設工事において、入札時に労務費等の内訳を記載した工事費内訳書の提出について、調査を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 本要領は、一般競争入札に付する建設工事（法第2条第1項に規定する建設工事。）を対象とする。

（入札参加者への周知）

第3条 対象工事の公告又は指名通知の際には、下記の事項を記載するものとする。

- （1） 本要領の適用があること。
- （2） 直接工事費が第4条に規定する一定水準未満である場合、落札者に理由書の提出を求める場合があること。

（調査）

第4条 発注者は、第2条の対象工事において、落札決定後、落札者が提出した工事費内訳書（入札時提出用）に記載された直接工事費を確認することにより労務費ダンピング調査（以下、「調査」という。）を行う。

2 発注者は前項の直接工事費が、一定水準以上であるかを確認し、一定水準未満である場合は、次のとおり調査を行うものとする。

なお、一定水準とは、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」とする。

一定水準（建築工事以外）＝発注者の積算における直接工事費×係数

一定水準（建築工事）＝発注者の積算における直接工事費×（1－0.1）×係数

ここでいう建築工事とは公共建築工事積算基準を適用する工事を言う。

（1） 積算の確認

発注者は自らの積算が市場単価等の材工共の単価を含まず、労務費、材料費及び機械経費に分離可能な単価のみで構成され、労務費を正確に算出できるかを確

認する。

ただし、建築工事においては、次号により発注者の積算における労務費を算出する場合は、労務費を正確に算出できるものとみなす。

(2) 労務費の確認

前号で労務費を正確に算出できる場合は、落札者が提出した工事費内訳書に記載された労務費が、発注者の積算における労務費（1万円未満切捨て）以上であるかを確認する。

なお、建築工事においては、発注者の積算における労務費は、以下の式により算出し確認する。

$$\text{労務費} = \text{工事価格} \times \text{標準的な労務構成割合（別紙1）}$$

(3) 理由書の提出

第1号で労務費を正確に算出できない場合又は前号で発注者の積算における労務費未満である場合、発注者は落札者に対し期限を定め、書面（様式1）により理由書の提出を求めるものとする。（期限日は様式1の通知日の翌日から起算して3開庁日目を標準とする。）

この場合において、落札者は、期限までに理由書（様式2）を提出しなければならない。

(4) 理由の確認

発注者は、前号の規定により提出された理由書の内容に、合理的な理由があるかを確認する。

なお、当面の間、原則として、以下のアからウに該当する場合は、合理的な理由がないものとみなす。

ア 理由書が提出期限までに提出されない場合。

イ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した場合。

ウ 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩掛や、一定率を乗じるなどして減額した場合。

（改善要請等）

第5条 発注者は、前条第2項第4号の規定により理由を確認した結果、合理的な理由が確認できない場合、又は期限までに理由書の提出が無い場合は書面（様式3）により落札者に改善を要請するものとする。

附 則 この要領は令和8年6月1日から施行する。

様式1（第4条第2項第3号関係）

第 号
年 月 日

様

いなべ市長

理由書の提出について

下記工事において、貴社が提出した工事費内訳書の直接工事費が一定水準に満たないことから、下記の期限日までに理由書を提出すること。

記

工事名：

期限日： 年 月 日（通知日の翌日から起算して3開庁日目を標準とする）

提出資料：理由書（様式2）

様式2（第4条第2項第3号関係）

年 月 日

いなべ市長 あて

受注者
代表者

理 由 書

工事名：

上記工事について、当該労務費で入札した理由は、下記の通りです。

記

・次に該当する場合は、□にレ点を記入の上、その理由を記載

☐ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した

☐ 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や一定率を乗じる
などして減額した

○理由

--

・上記に該当しない場合は以下に理由を記載

○理由（合理的な理由がある）

--

様式3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

いなべ市長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講ずるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。